

事務事業評価の妥当性評価の考え方について（案）

1 妥当性評価を行う事務事業数

12 事務事業

2 事務事業の選定方法

自治事務のうち、人件費を含む総経費が1億円以上の事務事業の中から、専門部会毎に6事務事業を選定する（別紙6-1参照）。なお、選定にあたっては、分野毎の選定数が偏らないように配慮する。

3 評価の方法

次の評価項目ごとに妥当性について5段階で評価を行う。

(1) 評価項目

成果指標

総合評価

委託化等の方向性または協働の可能性

事業の方向性

(2) 評価

5：極めて妥当（問題なし。優れた工夫あり）

4：妥当（問題なし）

3：概ね妥当（評価は妥当。表現等工夫が必要）

2：疑問・情報不足等により判断が困難

1：妥当性を欠く（問題あり）

4 事業の方向性の再評価

3の(1)の 事業の方向性の評価が1の場合に、総合評価の妥当性と今年度以降の改革・改善案（取組内容）を鑑みて、再評価を行う。

拡大 事業を拡充して実施する。

継続 現行どおり事業を実施する。

縮小 事業を縮小して実施する。

廃止 区民生活に与える効果がない。

5 事務事業評価の妥当性評価の流れ

(1) 事前勉強会（専門部会毎に2回）

時期 6月中旬～7月中旬

内容 各事務事業の担当部長または課長からの評価理由および方向性の考え方等の説明、および質疑応答を行う。

(2) 専門家へのヒアリング（専門部会毎に1回）

時期 7月下旬～8月上旬

内容

ア (1)の事前勉強会の結果を踏まえ、各専門部会の判断により必要に応じて専門家を招き、ヒアリングを行う。

予算・時間に制約あり。

イ (1)の事前勉強会の補足質疑にも対応する。

(3) 事務事業評価の妥当性評価（公開方式）

時期 専門部会毎に8月25日（日）・31日（土）、9月1日（日）のいずれか1日

内容 別紙6-2のとおり

6 事務事業評価（第三者評価） 評価シート

別紙6-3のとおり

7 平成25年度事務事業評価表（内部評価）

別紙6-4のとおり